

改 正	現 行
<p>(禁止行為)</p> <p>第8条 庁舎においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 示威又はけん騒にわたる行為をすること。</p> <p>(2) 事務又は通行の妨害になる行為をすること。</p> <p>(3) 庁舎及び物件を損傷し、庁舎の美観を損し、又は不潔な行為をすること。</p> <p>(4) 危険な場所その他指定された場所以外において喫煙し、又は火気を取り扱うこと。</p> <p>(5) 正当な理由なく凶器爆発性物質の危険物を持ち込むこと。</p> <p>(6) 職員に面会を強要すること。</p> <p><u>(7) 前各号に掲げるもののほか、庁舎の保全、秩序の維持若しくは事故等の防止に支障を来す行為又は公務の円滑な執行を妨げる行為をすること。</u></p> <p>(許可を必要とする行為)</p> <p>第9条 庁舎において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市庁舎使用許可申請書(様式第1号)を庁舎管理者に提出し、許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 市の機関以外の者が主催する集会又はこれに類する行為をすること。</p> <p>(2) 物品の販売、宣伝、勧誘又は寄附の募集その他これらに類する行為をすること。</p> <p>(3) 公用を目的とするもの以外の公告物等を掲示し、配布し、若しくは回覧し、又は公用を目的とする以外の看板、立札類を設置する行為をすること。</p> <p>(4) 仮設工作物の設置その他庁舎を一時的かつ特別に使用する行為をすること。</p> <p>(5) 旗、幕、プラカードその他これらに類するもの、拡声機、宣伝車等を所持し、又は持ち込もうとする行為をすること。</p> <p><u>(6) 写真の撮影、録画、録音その他これに類する行為をすること(市が行う発表、記者会見等において報道機関が行うもの、市の職員が職務上行うものその他公務の執行に明らかに支障がないものとして庁舎管理者が認めたものを除く。)</u></p>	<p>(禁止行為)</p> <p>第8条 庁舎においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 示威又はけん騒にわたる行為をすること。</p> <p>(2) 事務又は通行の妨害になる行為をすること。</p> <p>(3) 庁舎及び物件を損傷し、庁舎の美観を損し、又は不潔な行為をすること。</p> <p>(4) 危険な場所その他指定された場所以外において喫煙し、又は火気を取り扱うこと。</p> <p>(5) 正当な理由なく凶器爆発性物質の危険物を持ち込むこと。</p> <p>(6) 職員に面会を強要すること。</p> <p>(許可を必要とする行為)</p> <p>第9条 庁舎において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市庁舎使用許可申請書(様式第1号)を庁舎管理者に提出し、許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 市の機関以外の者が主催する集会又はこれに類する行為をすること。</p> <p>(2) 物品の販売、宣伝、勧誘又は寄附の募集その他これらに類する行為をすること。</p> <p>(3) 公用を目的とするもの以外の公告物等を掲示し、配布し、若しくは回覧し、又は公用を目的とする以外の看板、立札類を設置する行為をすること。</p> <p>(4) 仮設工作物の設置その他庁舎を一時的かつ特別に使用する行為をすること。</p> <p>(5) 旗、幕、プラカードその他これらに類するもの、拡声機、宣伝車等を所持し、又は持ち込もうとする行為をすること。</p>